

墨田区自転車利用の秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例</u> 目次 第1章 〔略〕 第2章 <u>放置自転車等の撤去等</u>（第9条—第13条） 第3章～第5章 〔略〕 付則 （目的） 第1条 この条例は、公共の場所における<u>自転車等の利用秩序の確立と自転車駐車場の整備について必要な事項を定め、自転車の放置による生活環境の悪化を防止するとともに、自転車等を利用する者の利便を図り、もって区民の安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>特定小型原動機付自転車 道路交通法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。</u> (4) <u>一般原動機付自転車 道路交通法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。</u> (5) <u>普通自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）のうち総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.0キロワット以下のものをいう。</u> (6) <u>自転車等 自転車、特定小型原動機付自転車、一般原動機付自転車及び普通自</u>	<u>墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例</u> 目次 第1章 〔略〕 第2章 <u>放置自転車の撤去等</u>（第9条—第13条） 第3章～第5章 〔略〕 付則 〔同左〕 第1条 この条例は、公共の場所における<u>自転車の利用秩序の確立と自転車駐車場の整備について必要な事項を定め、自転車の放置による生活環境の悪化を防止し、もって区民の安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</u> 〔同左〕 第2条 〔同左〕 (1)・(2) 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕

動二輪車をいう。

(7) 自転車駐車場 一定の区画を限って自転車、特定小型原動機付自転車、一般原動機付自転車又は普通自動二輪車を駐車させるための施設をいう。ただし、第4章（第24条第1項各号を除く。）においては、一定の区画を限って自転車及び特定小型原動機付自転車を駐車させるための施設をいう。

(8) 公共自転車駐車場 区が設置し、又は管理する自転車駐車場をいう。

(9) 特定自転車駐車場 公共自転車駐車場のうち、近隣における自転車等の利用状況等を勘案し、当該自転車駐車場を利用する者の範囲を制限するため、利用の承認をする必要がある公共自転車駐車場をいう。

(10) 第1種特定自転車駐車場 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。

(11) 第2種特定自転車駐車場 1か月又は1日を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。

(12) 第3種特定自転車駐車場 1時間を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。

(13) 放置 自転車等の利用者が公共の場所に置かれた当該自転車等から離れていることによりこれを直ちに移動させることができない状態をいう。

(区の責務)

第3条 区は、自転車等の利用状況を勘案して必要と認める地域への自転車駐車場の設置に努め、並びに自転車等の安全利用の促進、利用秩序の確保及び利用者の利便の向上に関する施策の実施に努めなければならない。

(区民の責務)

(3) 自転車駐車場 一定の区画を限って自転車を駐車させるための施設をいう。

(4) 〔同左〕

(5) 特定自転車駐車場 公共自転車駐車場のうち、近隣における自転車の利用状況等を勘案し、当該自転車駐車場を利用する者の範囲を制限するため、利用の承認をする必要がある公共自転車駐車場をいう。

(6) 〔同左〕

(7) 〔同左〕

(8) 〔同左〕

(9) 放置 自転車の利用者が公共の場所に置かれた当該自転車から離れていることによりこれを直ちに移動させることができない状態をいう。

〔同左〕

第3条 区は、自転車の利用状況を勘案して必要と認める地域への自転車駐車場の設置に努め、並びに自転車の安全利用の促進及び利用秩序の確保に関する施策の実施に努めなければならない。

〔同左〕

第4条 区民は、自転車等の安全で秩序ある利用に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第6条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 前項の施設を設置し、又は管理する者は、自転車等の整理員を配置し、施設利用者に対し自転車等の適正な駐車を呼び掛けるとともに、施設周辺に放置された自転車等が一般の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車等小売業者の責務)

第7条 自転車等の小売を業とする者は、その販売に当たっては、自転車等が安全で適正に利用されるよう必要な措置を講ずるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等利用者等の責務)

第8条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の利用者等は、防犯登録をしなければならない。

3 自転車等の利用者等は、法令で定める手続により交付を受けた標識等を所定の位置に貼り付け、又は取り付けなければならない。

4 自転車等の利用者等は、その利用する自転車等の盗難を防ぐため、施錠その他適切な措置を講じなければならない。

第4条 区民は、自転車の安全で秩序ある利用に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

〔同左〕

第6条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 前項の施設を設置し、又は管理する者は、自転車の整理員を配置し、施設利用者に対し自転車の適正な駐車を呼び掛けるとともに、施設周辺に放置された自転車が一般の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、その販売に当たっては、自転車が安全で適正に利用されるよう必要な措置を講ずるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第8条 自転車の利用者は、自転車を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、防犯登録をしなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

第2章 放置自転車等の撤去等

(放置禁止区域の指定)

第9条 区長は、自転車等の放置及び自転車駐車場の整備の状況を勘案し、区民の良好な生活環境を維持するために必要と認めるときは、放置禁止区域を指定することができる。

2 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内において自転車等を放置してはならない。

3・4 [略]

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第10条 区長は、放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等を直ちに撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第11条 区長は、放置禁止区域外において自転車等が放置され、交通の障害等となっていると認めるときは、当該自転車等の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告するものとする。

2 区長は、前項の規定により指定した期間を経過してもなお放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(撤去した自転車等に対する措置)

第12条 区長は、第10条又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、当該現場に撤去した旨を表示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により保管した自転車等の利用者等の確認に努め、確認することができた自転車等については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとする。

第2章 放置自転車の撤去等

[同左]

第9条 区長は、自転車の放置及び自転車駐車場の整備の状況を勘案し、区民の良好な生活環境を維持するために必要と認めるときは、放置禁止区域を指定することができる。

2 自転車の利用者は、放置禁止区域内において自転車を放置してはならない。

3・4 [略]

(放置禁止区域内の放置自転車に対する措置)

第10条 区長は、放置禁止区域内において自転車が放置されているときは、当該自転車を直ちに撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第11条 区長は、放置禁止区域外において自転車が放置され、交通の障害等となっていると認めるときは、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告するものとする。

2 区長は、前項の規定により指定した期間を経過してもなお放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

(撤去した自転車に対する措置)

第12条 区長は、第10条又は前条第2項の規定により自転車を撤去したときは、当該現場に撤去した旨を表示するとともに、当該自転車を保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により自転車を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により保管した自転車の利用者等の確認に努め、確認することができた自転車については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとする。

4 区長は、第2項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車等については、これを売却してその売却代金を保管することができる。この場合において、同日から6月を経過する日までに当該自転車等の利用者等がその返還を求めたときは、当該自転車等の返還に代えて当該売却代金を払い渡すものとする。

5 区長は、撤去した自転車等が明らかに自転車等としての機能を喪失していると認められ、かつ、利用者等を確認することができないものであるときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに当該自転車等を処分することができる。

(撤去費用の徴収)

第13条 区長は、第10条又は第11条第2項の規定により撤去した自転車等を返還するときは、撤去に要した費用として、次の各号に掲げる自転車等の種別に応じ、1台につき当該各号に定める額を当該自転車等を引き取りに來た利用者等から徴収することができる。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(1) 自転車 5,000円

(2) 特定小型原動機付自転車 5,000円

(3) 一般原動機付自転車 10,000円

(4) 普通自動二輪車 10,000円

2 前項の規定は、前条第4項の規定により自転車等を売却した場合について準用する。この場合において、前項中「第10条又は第11条第2項の規定により撤去した自転車等を返還する」とあるのは「前条第4項の規定により売却した代金を払い渡す」と、「自転車等の種別」とあるのは「売却した自転車等の種別」と読み替えるものとする。

(特定自転車駐車場の名称等)

4 区長は、第2項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車については、これを処分することができる。

5 区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められ、かつ、利用者等を確認することができないものであるときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに当該自転車を処分することができる。

[同左]

第13条 区長は、第10条又は第11条第2項の規定により撤去した自転車を返還するときは、撤去に要した費用として、1台につき5,000円を当該自転車を引き取りに來た利用者等から徴収することができる。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(特定自転車駐車場の名称及び設置場所)

第14条 特定自転車駐車場の名称、設置場所及び対象車両（当該特定自転車駐車場を利用することができる自転車等の種別をいう。以下同じ。）は、規則で定める。

（第1種特定自転車駐車場の利用）

第14条の2 〔略〕

2・3 〔略〕

4 区長は、第1項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車等の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用を制限することができる。

（第2種特定自転車駐車場の利用）

第16条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 区長は、前項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車及び特定小型原動機付自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用を制限することができる。

4・5 〔略〕

6 前条の規定は、第2項の規定による定期利用の承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第3号中「前条第1項」とあるのは、「第16条の3第1項」と読み替えるものとする。

（公共自転車駐車場の不適正利用自転車等に対する措置）

第17条 区長は、公共自転車駐車場（第1種特定自転車駐車場、第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分及び第3種特定自転車駐車場を除く。）内に自転車等が相当の期間継続して駐車してあるときは、これを撤去することができる。

2 区長は、特定自転車駐車場（第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分に限る。）内に

第14条 特定自転車駐車場の名称及び設置場所は、規則で定める。

〔同左〕

第14条の2 〔略〕

2・3 〔略〕

4 区長は、第1項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用を制限することができる。

〔同左〕

第16条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 区長は、前項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用を制限することができる。

4・5 〔略〕

6 前条の規定は、第2項の規定による定期利用の承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第3号中「前条第1項」とあるのは「第16条の3第1項」と読み替えるものとする。

（公共自転車駐車場の不適正利用自転車に対する措置）

第17条 区長は、公共自転車駐車場（第1種特定自転車駐車場、第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分及び第3種特定自転車駐車場を除く。）内に自転車が相当の期間継続して駐車してあるときは、これを撤去することができる。

2 区長は、特定自転車駐車場（第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分に限る。）内に

次の各号のいずれかに該当する自転車等があるときは、これを撤去することができる。

- (1) 利用の承認を受けていない自転車等
- (2) 利用の承認の有効期間を経過した自転車等
- (3) 利用の承認を取り消された自転車等

3 〔略〕

4 区長は、前3項の規定にかかわらず、特定自転車駐車場内に次の各号のいずれかに該当する自転車等があるときは、これを撤去することができる。

- (1) 道路交通法等の法令に違反している自転車等
- (2) 対象車両以外の自転車等

5 第12条及び第13条の規定は、前各項の規定による撤去をした場合について準用する。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第19条 指定区域内において、次の表の左欄に掲げる用途（以下「指定用途」という。）に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄により算定した規模（2以上の指定用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表の右欄により算定した規模の合計が10台以上である場合には、その合計した規模）の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内で自転車又は特定小型原動機付自転車の利用者が駐車しやすい場所に設置しなければならない。

表 〔略〕

2～4 〔略〕

(自転車駐車場の構造等の基準)

第22条 第19条又は第20条の規定により設置される自転車駐車場は、次に掲げる

次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

- (1) 利用の承認を受けていない自転車
- (2) 利用の承認の有効期間を経過した自転車
- (3) 利用の承認を取り消された自転車

3 〔略〕

〔新設〕

4 第12条及び第13条の規定は、前3項の規定による撤去をした場合について準用する。

〔同左〕

第19条 指定区域内において、次の表の左欄に掲げる用途（以下「指定用途」という。）に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄により算定した規模（2以上の指定用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表の右欄により算定した規模の合計が10台以上である場合には、その合計した規模）の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内で自転車の利用者が駐車しやすい場所に設置しなければならない。

表 〔略〕

2～4 〔略〕

〔同左〕

第22条 〔同左〕

基準に該当するものでなければならない。 ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車で区長が適当と認めるものについては、第1号の規定を適用しないことができる。 (1) 自転車又は特定小型原動機付自転車1台当たりの駐車面積が1平方メートル以上であること。 (2) 利用者の安全及び自転車又は特定小型原動機付自転車の適正な駐車が確保されるものであること。 別表第1 〔別紙のとおり〕 別表第2 〔別紙のとおり〕	(1) 自転車1台当たりの駐車面積が1平方メートル以上であること。 (2) 利用者の安全及び自転車の適正な駐車が確保されるものであること。 別表第1 〔別紙のとおり〕 別表第2 〔別紙のとおり〕
--	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の特定自転車駐車場の利用に係る必要な手続、使用料の徴収その他の準備行為は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の第19条第1項の規定により設置された自転車駐車場は、この条例による改正後の同項の規定により設置された自転車駐車場とみなす。